

公募公告

下記のとおり公募に付する。

記

- 1 公募に付する事項
名古屋税関コンテナ検査センター及び豊橋税関支署衣浦出張所（以下「設置庁舎」という。）において清涼飲料水の販売を目的とする自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び管理業務
- 2 設置場所
別紙に掲げる施設の指定する場所
- 3 国有財産の使用許可
自動販売機の設置業者は、国有財産の使用許可を取得の上、使用する設置庁舎の使用許可面積に対して国有財産使用料を納付することとなるので注意すること。
- 4 設置期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この公募において決定した設置業者は必要に応じ 10 年を超えない期間で更新することができる。
- 5 募集業者数
別紙に掲げる物件番号ごとに 1 者
- 6 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者で適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (3) 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がないこと。
 - (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
 - (5) 令和 4 年 4 月 1 日から直近までの期間において、保健所から衛生管理面での指摘を受けていないか、又は指摘事項があった場合には、適正な改善処理が図られていること。
 - (6) 別紙記載の暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。
 - (7) 当該公募に係る公募説明会に出席し、申請書等の作成に関する説明を受けていること。
 - (8) 公募説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。
 - (9) その他事項については、公募説明書において行うこととする。
- 7 公募説明会
 - (1) 開催日時及び開催場所

日時：令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで（土、日、祝日及び行政機関の休日を除く 平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時）
場所：名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 7 階 厚生管理官事務室
 - (2) 説明事項：設置施設の概要及び申請書の作成要領等に関する事項
 - (3) 出席人員：1 参加申込者当たり 2 名までとする。
 - (4) 応募方法：公募説明会に参加を希望する者は、参加希望日の前日午後 5 時までに、下記 9 記載の申込先に電話又は FAX で申込みを行うこと。（受付時間：平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時）
- 8 申請書等の提出期限、場所及び方法
令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに、下記 9 の申込先に直接又は郵送で提出すること。
(受付時間：土、日、祝日及び行政機関の休日を除く 平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時)
郵送の場合は提出期限に必着すること。
- 9 照会及び公募説明会参加申込先
〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 7 階
名古屋税関総務部厚生管理官（担当：森井） 電話：052-654-4059 FAX：052-652-6294
- 10 申請書等の無効
本公告に示した「公募に参加する者に必要な資格」のない申請書等は無効とする。

以上 公告する。

令和 8 年 2 月 3 日

名古屋税関長 奈良井 功

公 募 施 設

物 件 番 号	施設名	所在地	設置 場所	自動販売機の 種別	使用 許可 面積 (m ²)	設 置 台 数	商品 選択 ボタ ン数
1	名古屋税関コンテナ 検査センター	愛知県海部郡飛島村 西浜 28	1階 待合室	缶及びペット ボトル飲料	1.5	1	36 以 上
2	豊橋税関支署 衣浦出張所	愛知県半田市11号地2 衣浦港湾合同庁舎内	1階 ロビー	缶及びペット ボトル飲料	1.7	1	36 以 上

(注1) 使用許可面積は、自動販売機、空き容器回収箱及併せての面積

(注2) 商品選択ボタン数は、設置台数が複数の場合は合計数とする。

6-(6)関係 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員及び(1)から(4)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。